資料１

北海道受動喫煙防止条例の改正に向けた動向等について

十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課

改正健康増進法の施行から5年

新たな取組、
受動喫煙対策キャンペーン調査

資料６

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

飲食店のみなさま

日頃より、厚生労働行政へのご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

受動喫煙対策については、令和２年（2020 年）４月施行の改正健康増進法に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、取組を開始していただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

今般、制度改正より５年を経過したことも踏まえ、各自治体のご協力の下、その取組状況について、全国的にお伺いすることとしました。

可能な限りご協力いただけますよう、何卒お願い申し上げます。

令和７年５月

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課長

松岡　輝昌

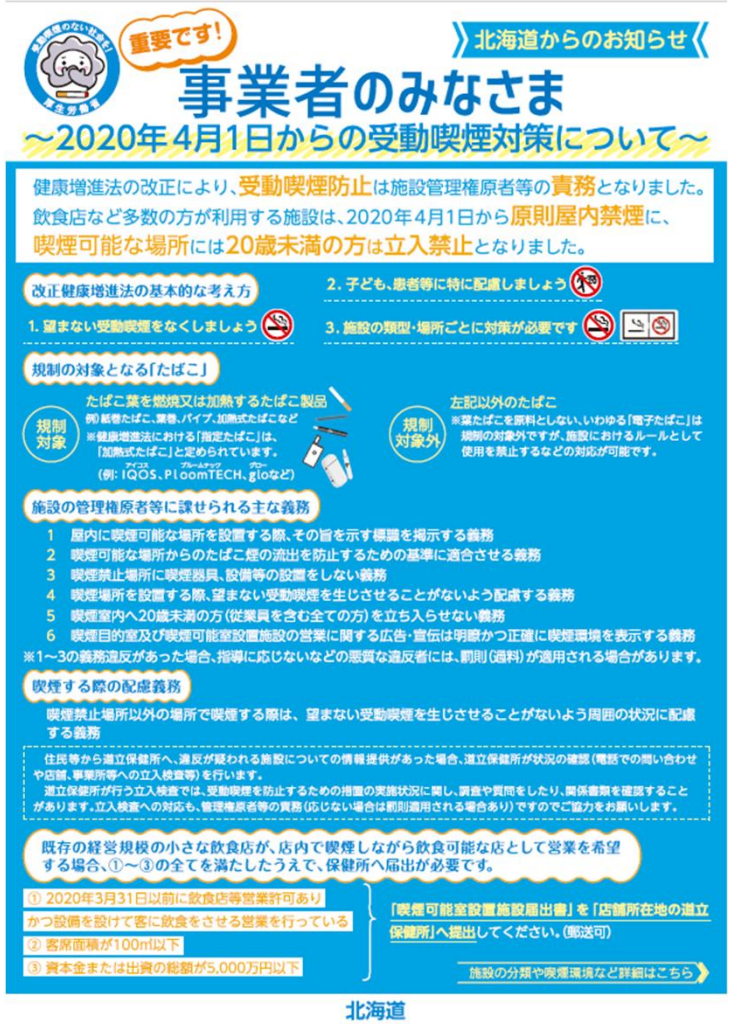

飲食店における
受動喫煙対策キャンペーン調査

- 実施期間　　：世界禁煙デー（5月31日）に併せ、原則として
  令和7年5月26日（月）から6月6日（金）
- 調査対象施設：各保健所あたり10施設（以下の①、②の施設
  から各５施設ずつ）を目安

① 喫煙可能室を設置している既存特定飲食提供施設

② ①以外で屋内喫煙が可能な施設

- 方法：調査票の記入と現地聞き取り、目視。
  →違反事例が認められた場合は、健康増進法に基づく指導及び助言に適切につなげる。

（調査票）

別紙２－１

令和７年飲食店における受動喫煙対策キャンペーン

調査票Ａ（既存特定飲食提供施設向け）

１．基本情報

業態　☐居酒屋　☐バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナック
☐喫茶店　☐その他の飲食店（食堂・レストラン等）

従業員　☐従業員を雇用している　☐雇用していない

２．屋内の喫煙環境

紙巻たばこ（水たばこ含む）
☐全面禁煙　☐喫煙専用室を設置している（喫煙のみ、飲食等不可）
☐施設の一部において喫煙及び飲食等をできる部屋を設置している
☐その他（施設の全部を喫煙及び飲食等を可能としている、区画せず客席毎に喫煙・禁煙を区別している等）

加熱式たばこ
☐全面禁煙　☐喫煙専用室を設置している（喫煙のみ、飲食等不可）
☐施設の一部において喫煙及び飲食等をできる部屋を設置している
「一部」の割合　客席面積のうち（　　）割程度
☐その他（施設の全部を喫煙及び飲食等を可能としている、区画せず客席毎に喫煙・禁煙を区別している等）

喫煙室の基準
☐一般的な技術的基準による喫煙室を設置している（施設の全部を喫煙可能室としており壁等で区画している場合も含む）
☐脱煙機能付き喫煙ブースを設置している

調査実施時に苦慮したこと

- 過密な日程

スケジュール	
５月１２日（月）から５月２３日（金）まで	調査対象施設の選定作業
５月２６日（月）から６月１１日（水）まで	現地調査実施
６月１３日（金）まで	調査結果の道本庁提出期限
６月１６日（月）から６月２０日（金）まで	本庁集約集計、厚労省へ報告
７月以降	調査結果集計、公表資料作成（厚労省）

- 施設の選定法

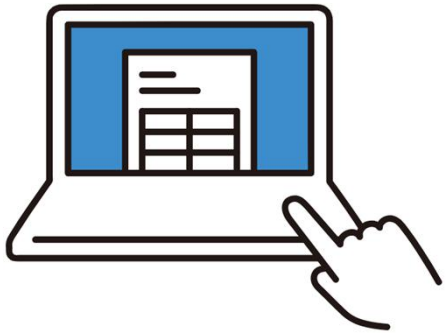

- 調査NG

調査結果（①喫煙可能室を設置している既存特定飲食提供施設）

1．基本情報（業態）

居酒屋	バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナック	喫茶店	その他の飲食店（食堂・レストラン等）
70	21	16	13

2．屋内の喫煙環境（紙巻たばこ（水たばこ含む））

全面禁煙	施設の一部において喫煙及び飲食等をできる部屋を設置している	喫煙専用室を設置している（喫煙のみ、飲食等不可）	その他（施設の全部を喫煙及び飲食等を可能としている、区画せず客席毎に喫煙・禁煙を区別している等）
1	10	3	108

6．健康増進法の認知・今後の予定（禁煙化予定）

1年以内に屋内全面禁煙とする予定がある	2年以内	禁煙が義務化になれば禁煙にしたい	禁煙としたいが目途なし	禁煙としていた
2	1	1	1	1

必要があれば検討	必要があれば検討	禁煙とする予定はない	未定
1	1	42	1

調査結果（②　①以外で
屋内喫煙が可能な施設）

1．基本情報（業態）

居酒屋	バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナック	その他の飲食店（食堂・レストラン等）
12	16	11

2．屋内の喫煙環境（紙巻きたばこ（水たばこ含む）

全面禁煙	施設の一部において喫煙及び飲食等をできる部屋を設置している	喫煙専用室を設置している（喫煙のみ、飲食等不可）	その他（施設の全部を喫煙及び飲食等を可能としている、区画せず客席毎に喫煙・禁煙を区別している等）
2	2	12	23

6．健康増進法の認知・今後の予定４（禁煙化予定）

1年以内に屋内全面禁煙とする予定がある	４年以内	本部へ相談して対応	すでに禁煙である	禁煙とする予定はない
2	1	1	2	32

今後の受動喫煙対策キャンペーン調査

- 来年度以降の実施は未定

資料１

令和７年度「禁煙週間」実施要綱

１　名　称
令和７年度「禁煙週間」

２　趣　旨
喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。
世界保健機関（WHO）は、昭和 45 年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には５月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成４年から、世界禁煙デーに始まる１週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。
令和６年４月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」においては、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策を推進していくこととしている。また、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）の附則では、施行後５年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握するとともに、引き続き、国民や事業者等における制度の認知の向上や取組の実施を推進していく必要がある。
これらを踏まえ令和７年度は「受動喫煙のない社会を目指して　～私たちができることをみんなで考えよう～　」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発等を積極的に行うものである。

３　禁煙週間のテーマ
「受動喫煙のない社会を目指して　～私たちができることをみんなで考えよう～　」

４　期　間
令和７年５月 31 日（土）から令和７年６月６日（金）まで
※　受動喫煙対策キャンペーンは、令和７年５月 26 日（月）から

国における改正健康増進法の施行状況の検討について

A　飲食店等営業許可日は2020年3月31日以前ですか？

はい

B　店内の客席面積は100㎡以下ですか？

はい

C　資本金または出資の総額が5,000万円以下ですか？

はい

①が原則ですが、喫煙を認める場合は②、③に加え、④、⑤も選択可能です。

④喫煙可能室を設置し、喫煙しながらの飲食が可能ですが、喫煙できる場所に20歳未満（注2）は立入できません。

※喫煙可能室には構造及び設備の技術的基準あり

※店全体を⑤喫煙可能店とした場合は、20歳未満（注2）の入店不可

※喫煙可能室設置施設（喫煙可能店）は、保健所への届出が必要

第三種施設のうち既存特定飲食提供施設（飲食店のみの経過措置）

令和８年１月の通常国会までに見直しの内容が決定される予定

北海道受動喫煙防止条例の施行後の状況について

国の法改正に併せて検討

区分			改正健康増進法	条例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等		原則敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所を設置できる）	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所を設置できない）
第一種施設	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		原則敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所を設置できる）	法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 （喫煙専用室等を設置できる）	法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	施設利用者の通行量等を考慮し、吸い殻入れ等の設置場所に配慮する
第二種施設	飲食店の対応（経過措置）		既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能　※保健所への届出が必要	法に準拠
第二種施設	喫煙場所への20歳未満の立入禁止		立入禁止（従業員、利用者等）	法に準拠
第二種施設	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示	法に準拠
第二種施設	標識の掲示	禁煙	規定なし	飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）		受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める
20歳未満の者及び妊婦への対応			喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める
従業員等への受動喫煙防止対策			従業員（雇用関係にある者）に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める

おわりに

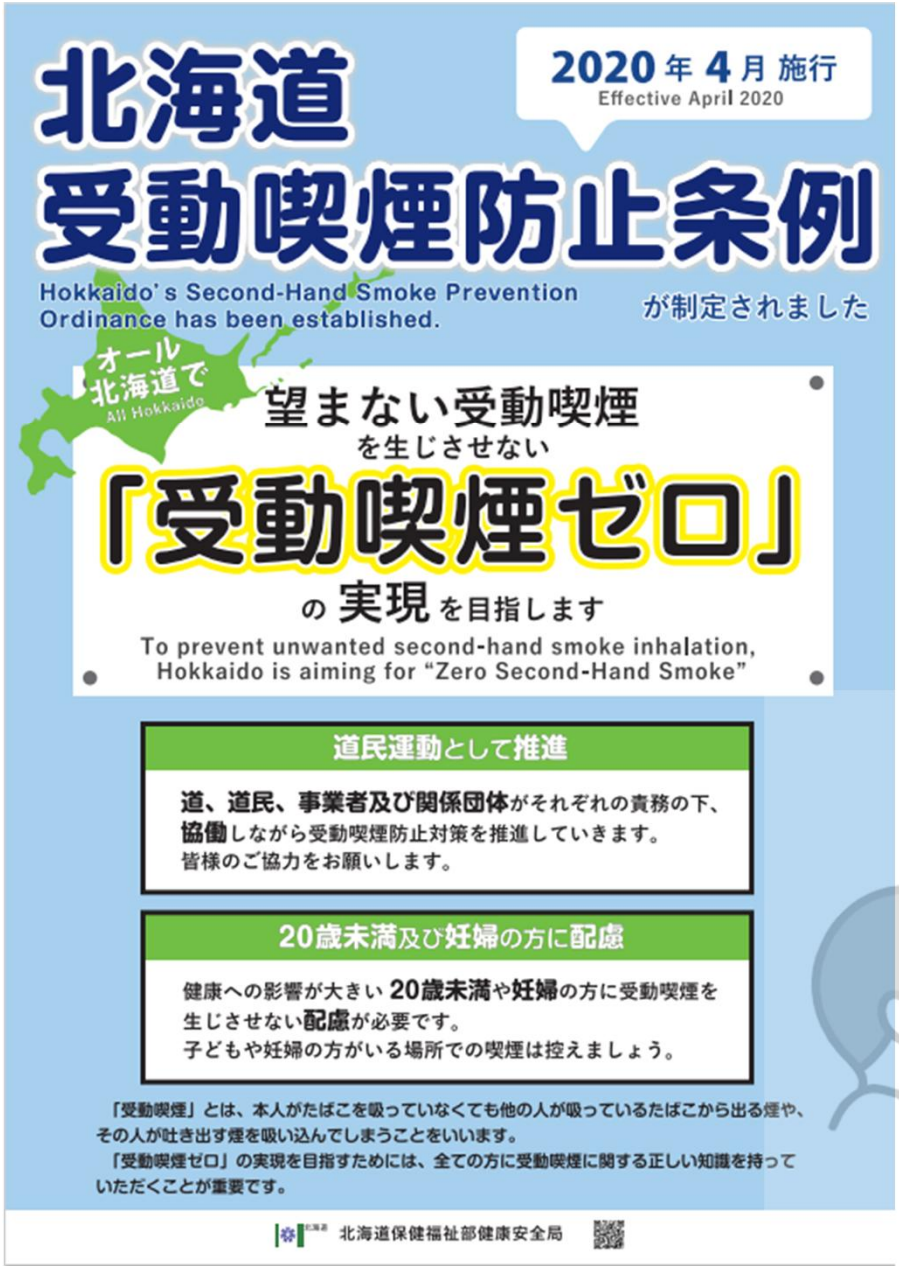
北海道
受動喫煙防止条例
2020年4月施行
Effective April 2020
Hokkaido's Second-Hand Smoke Prevention Ordinance has been established.
が制定されました
オール北海道で
All Hokkaido
望まない受動喫煙
を生じさせない
「受動喫煙ゼロ」
の実現を目指します
To prevent unwanted second-hand smoke inhalation, Hokkaido is aiming for "Zero Second-Hand Smoke"
道民運動として推進
道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら受動喫煙防止対策を推進していきます。
皆様のご協力をお願いします。
20歳未満及び妊婦の方に配慮
健康への影響が大きい20歳未満や妊婦の方に受動喫煙を生じさせない配慮が必要です。
子どもや妊婦の方がいる場所での喫煙は控えましょう。
「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていなくても他の人が吸っているたばこから出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。
「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すためには、全ての方に受動喫煙に関する正しい知識を持っていただくことが重要です。
北海道保健福祉部健康安全局